

岩手県告示第793号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北森林管理局長から次のとおり通知があった。

令和3年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 二戸市、八幡平市、滝沢市及び岩手郡雫石町
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年10月27日から令和4年3月11日まで
- 3 実施する公共測量の種類 航空レーザ測量